

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に対して会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては同ガス安全室より別紙に記載のとおり関係省庁及び関係団体に対し協力要請がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- ・ 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・ 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

※別紙に記載されている要請文書や参考資料については、資料が多いため添付しておりません。下記URLよりダウンロードくださいますようお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2021/03/20210302-01.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210302-01.html)

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 高木、北邨、橋本

# 別紙

## 経済産業省

連絡文書  
令和3年2月26日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(協力依頼)

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における建設工事等に係る事故(他工事事故)の防止に向け、別添のとおり以下の関係省庁及び関係団体に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

- ・厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
- ・厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
- ・国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
- ・国土交通省不動産・建設経済局建設業課
- ・国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
- ・警察庁交通局交通規制課
- ・一般社団法人全国登録教習機関協会

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。